

ロジスティック選書

FTA 協定を読み解くシリーズ No.17

# 地域的な包括的経済連携協定 (RCEP)

原産地規則、品目別規則

付録:HS2017→HS2012 変換表

株式会社ロジスティック

## 目次

FTA の協定文を読もう	8
株式会社ロジスティックとは	9
<b>第2章 物品の貿易</b>	<b>11</b>
<b>第A節 一般規定及び物品の市場アクセス</b>	<b>13</b>
第2-1条 定義	13
第2-2条 適用範囲	13
第2-3条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇	13
第2-4条 関税の引下げ又は撤廃	13
第2-5条 関税に係る約束の繰上げ(注)	14
第2-6条 関税率の差異	14
第2-7条 物品の分類	16
第2-8条 関税上の評価	16
第2-9条 通過物品	16
第2-10条 製品の一時輸入	16
第2-11条 コンテナー及びパレットの一時輸入	17
第2-12条 商品価値のない見本の免税輸入	18
第2-13条 農業輸出補助金	18
第2-14条 関税に係る約束の表の置換え	18
第2-15条 譲許の修正	18
<b>第B節 非関税措置</b>	<b>19</b>
第2-16条 非関税措置の適用	19
第2-17条 数量制限の一般的廃止	19
第2-18条 非関税措置に関する技術的協議	19
第2-19条 輸入許可手続	20
第2-20条 入及び輸出に関する手数料及び手続	21
第2-21条 分野別の取組	22
<b>第3章 原産地規則</b>	<b>23</b>
<b>第A節 原産地規則</b>	<b>25</b>
第3-1条 定義	25
第3-2条 原産品	25
第3-3条 完全に得られ、又は生産される産品	26
第3-4条 累積	27
第3-5条 域内原産割合の算定	27
第3-6条 軽微な工程及び加工	28
第3-7条 僅少の非原産材料	28

第 3・8 条	こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い	29
第 3・9 条	附属品、予備部品及び工具	29
第 3・10 条	間接材料	30
第 3・11 条	代替性のある産品又は材料	30
第 3・12 条	生産において使用される材料	30
第 3・13 条	原産品としての資格の単位	31
第 3・14 条	一定の産品の取扱い	31
第 3・15 条	直接積送	31
<b>第 B 節</b>	<b>運用上の証明手続</b>	<b>32</b>
第 3・16 条	原産地証明	32
第 3・17 条	原産地証明書	32
第 3・18 条	原産地申告	34
第 3・19 条	連続する原産地証明	34
第 3・20 条	第三者の仕入書	34
第 3・21 条	認定された輸出者	35
第 3・22 条	関税上の特惠待遇の要求	36
第 3・23 条	輸入後の関税上の特惠待遇の要求	37
第 3・24 条	原産品であるかどうかについての確認(注)	37
第 3・25 条	関税上の特惠待遇の否認	38
第 3・26 条	軽微な表現の相違又は誤り	39
第 3・27 条	記録の保管に関する義務	39
第 3・28 条	協議	39
第 3・29 条	原産性の情報の交換のための電子的なシステム	39
第 3・30 条	輸送中の産品についての経過規定	39
第 3・31 条	罰則	39
第 3・32 条	使用言語	40
第 3・33 条	連絡部局	40
第 3・34 条	品目別規則の置換え	40
第 3・35 条	附属書の改正	40
<b>附属書 3A</b>	<b>品目別規則</b>	<b>41</b>
	附属書に関する頭注	43
<b>第 1 部</b>	<b>動物(生きているものに限る)及び動物性生産品</b>	<b>45</b>
第 1 類	動物(生きているものに限る)	45
第 2 類	肉及び食用のくず肉	45
第 3 類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	45
第 4 類	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	47
第 5 類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く)	47
<b>第 2 部</b>	<b>植物性生産品</b>	<b>48</b>
第 6 類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	48

第7類	食用の野菜、根及び塊茎	48
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	48
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	49
第10類	穀物	51
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	51
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	51
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	52
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	52
<b>第3部</b>	<b>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>	<b>53</b>
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	53
<b>第4部</b>	<b>調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</b>	<b>54</b>
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	54
第17類	糖類及び砂糖菓子	54
第18類	ココア及びその調製品	55
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	55
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	55
第21類	各種の調製食料品	56
第22類	飲料、アルコール及び食酢	57
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	57
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品	57
<b>第5部</b>	<b>鉱物性生産品</b>	<b>58</b>
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	58
第26類	鉱石、スラグ及び灰	58
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	59
<b>第6部</b>	<b>化学工業(類似の工業を含む)の生産品</b>	<b>60</b>
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	60
第29類	有機化学品	63
第30類	医療用品	69
第31類	肥料	69
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	69
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	70
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	70
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	71
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	71
第37類	写真用又は映画用の材料	71
第38類	各種の化学工業生産品	71
<b>第7部</b>	<b>プラスチック及びゴム並びにこれらの製品</b>	<b>73</b>

第 39 類	プラスチック及びその製品	73
第 40 類	ゴム及びその製品	73
<b>第 8 部</b>	<b>皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</b>	<b>75</b>
第 41 類	原皮(毛皮を除く)及び革	75
第 42 類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	75
第 43 類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	75
<b>第 9 部</b>	<b>木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物</b>	<b>76</b>
第 44 類	木材及びその製品並びに木炭	76
第 45 類	コルク及びその製品	76
第 46 類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	76
<b>第 10 部</b>	<b>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品</b>	<b>78</b>
第 47 類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	78
第 48 類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	78
第 49 類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	79
<b>第 11 部</b>	<b>紡織用繊維及びその製品</b>	<b>80</b>
第 50 類	絹及び絹織物	80
第 51 類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	80
第 52 類	綿及び綿織物	80
第 53 類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	81
第 54 類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	81
第 55 類	人造繊維の短繊維及びその織物	81
第 56 類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	84
第 57 類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	84
第 58 類	特殊織物、タフト織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	84
第 59 類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	84
第 60 類	メリヤス編物及びクロセ編物	84
第 61 類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)	84
第 62 類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)	85
第 63 類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	85
<b>第 12 部</b>	<b>履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品</b>	<b>86</b>
第 64 類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	86
第 65 類	帽子及びその部分品	86
第 66 類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	86
第 67 類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	86
<b>第 13 部</b>	<b>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品</b>	<b>87</b>

第 68 類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	87
第 69 類	陶磁製品	87
第 70 類	ガラス及びその製品	87
<b>第 14 部</b>	<b>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</b>	<b>88</b>
第 71 類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	88
<b>第 15 部</b>	<b>卑金属及びその製品</b>	<b>89</b>
第 72 類	鉄鋼	89
第 73 類	鉄鋼製品	90
第 74 類	銅及びその製品	90
第 75 類	ニッケル及びその製品	91
第 76 類	アルミニウム及びその製品	91
第 78 類	鉛及びその製品	91
第 79 類	亜鉛及びその製品	92
第 80 類	すず及びその製品	92
第 81 類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	92
第 82 類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	94
第 83 類	各種の卑金属製品	94
<b>第 16 部</b>	<b>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b>	<b>95</b>
第 84 類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	95
第 85 類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	106
<b>第 17 部</b>	<b>車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</b>	<b>113</b>
第 86 類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む)	113
第 87 類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	113
第 88 類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	114
第 89 類	船舶及び浮き構造物	114
<b>第 18 部</b>	<b>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品</b>	<b>115</b>
第 90 類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	115
第 91 類	時計及びその部分品	118
第 92 類	楽器並びにその部分品及び附属品	119
<b>第 19 部</b>	<b>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</b>	<b>120</b>
第 93 類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	120
<b>第 20 部</b>	<b>雑品</b>	<b>121</b>

第 94 類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	121
第 95 類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	121
第 96 類	雑品	121
<b>第 21 部</b>	<b>美術品、収集品及びこつとう</b>	<b>122</b>
第 97 類	美術品、収集品及びこつとう	122
<b>附属書 3B 必要的記載事項</b>		<b>123</b>
1	原産地証明書	125
2	原産地申告125	
<b>第 4 章 税関手続及び貿易円滑化</b>		<b>127</b>
第 4-1 条	定義	129
第 4-2 条	目的	129
第 4-3 条	適用範囲	129
第 4-4 条	一貫性	129
第 4-5 条	透明性	130
第 4-6 条	照会所	131
第 4-7 条	税関手続	131
第 4-8 条	船積み前検査	131
第 4-9 条	到着の前の処理	131
第 4-10 条	事前教示	132
第 4-11 条	物品の引取りの許可	133
第 4-12 条	情報技術の利用	134
第 4-13 条	認定事業者のための貿易円滑化措置	135
第 4-14 条	危険度に応じた管理手法	136
第 4-15 条	急送貨物	136
第 4-16 条	通関後の監査	137
第 4-17 条	引取りの許可の所要時間調査	137
第 4-18 条	審査の請求及び異議の申立て	137
第 4-19 条	税関協力	138
第 4-20 条	協議及び連絡部局	139
第 4-21 条	実施措置	139
<b>附属書 4A 約束の実施のための期間</b>		<b>141</b>
<b>関税率表の解釈に関する通則</b>		<b>147</b>
HS コード	HS2017→HS2012 変換表	151

- (i) 当該一の締約国における生産又は消費から生ずる廃品又はくずであって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの
- (ii) 当該一の締約国において収集される使用済みの産品であって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの
- (j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される産品

### 第 3・4 条 累積

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、第 3・2 条(原産品)に定める原産品の要件を満たす産品又は材料であって、他の締約国において他の産品又は材料の生産において材料として使用されるものについては、完成した産品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。
- 2 締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、この条の規定の見直しを開始する。この見直しにおいては、いずれかの締約国において産品について行われる全ての生産行為及び付加される全ての価値に 1 の累積の適用を拡張することを検討する。締約国は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、見直しの開始の日から 5 年以内に当該見直しを終了する。

### 第 3・5 条 域内原産割合の算定

- 1 附属書 3A(品目別規則)に定める産品の域内原産割合については、次のいずれかの計算式により算定する。

- (a) 間接方式又は控除方式

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

- (b) 直接方式又は積上げ方式

$$QVC = \frac{VOM + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「**RVC**」とは、百分率で表示される産品の域内原産割合をいう。

「**FOB**」とは、第 3・1 条(定義)(e)に定義する FOB 価額をいう。

「**VOM**」とは、産品の生産者により取得され、又は自ら生産され、かつ、産品の生産において使用される原産品である材料、部品又は生産物の価額をいう。

「**VNM**」とは、産品の生産において使用される非原産材料の価額をいう。

「**直接労務費**」には、賃金、報酬その他の被用者給付を含む。

「**直接経費**」とは、経費の総額をいう。

- 2 この章の規定に基づく産品の価額については、1994 年のガット第 7 条の規定及び関税評価協定の規定に必要な変更を加えたものにより算定する。全ての費用については、産品が生産される締約国において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録され、かつ、その記録が保管されるものとする。



03.06		CC
03.07		CC
03.08		CC

**第4類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品**

04.01		CC 又は RVC40
04.02		CC 又は RVC40
04.03		CC 又は RVC40
04.04		CC 又は RVC40
04.05		CC 又は RVC40
04.06		
	0406.10	CC 又は RVC40
	0406.20	CTSH 又は RVC40
	0406.30	CC 又は RVC40
	0406.40	CC 又は RVC40
	0406.90	CC 又は RVC40
04.07		
	0407.11	WO
	0407.19	WO
	0407.21	WO
	0407.29	WO
	0407.90	CC
04.08		CC
04.09	0409.00	CC
04.10	0410.00	CC

**第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く)**

05.01	0501.00	CC
05.02		CC
05.04	0504.00	CC (第1類の材料からの変更を除く)
05.05		CC
05.06		CC
05.07		CC
05.08	0508.00	CC
05.10	0510.00	CC
05.11		CC

この表(財務省の「**実行関税率表**<sup>1</sup>」を指す。本書には記載されていない。)における物品の所属は、次の原則により決定する。

- 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
  
- 2
  - (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品(この 2 の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
  - (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。2 以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3 の原則に従って決定する。
  
- 3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が 2 以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
  - (a) 最も特殊な限定をして記載している項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、2 以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち 1 の項が当該物品について 1 層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
  - (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
  - (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
  
- 4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に

---

<sup>1</sup> <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

From HS2017	To HS 2012	From HS2017	To HS 2012	From HS2017	To HS 2012	From HS2017	To HS 2012
850610	850610	851629	851629	852791	852791	853670	853670
850630	850630	851631	851631	852792	852792	853690	853690
850640	850640	851632	851632	852799	852799	853710	853710
850650	850650	851633	851633	852842	852841	853720	853720
850660	850660	851640	851640		852849	853810	853810
850680	850680	851650	851650	852849	852849	853890	853890
850690	850690	851660	851660	852852	852851	853910	853910
850710	850710	851671	851671		852859	853921	853921
850720	850720	851672	851672	852859	852859	853922	853922
850730	850730	851679	851679	852862	852861	853929	853929
850740	850740	851680	851680		852869	853931	853931
850750	850750	851690	851690	852869	852869	853932	853932
850760	850760	851711	851711	852871	852871	853939	853939
850780	850780	851712	851712	852872	852872	853941	853941
850790	850790	851718	851718	852873	852873	853949	853949
850811	850811	851761	851761	852910	852910	853950	854370
850819	850819	851762	851762	852990	852990	853990	853990
850860	850860	851769	851769	853010	853010	854011	854011
850870	850870	851770	851770	853080	853080	854012	854012
850940	850940	851810	851810	853090	853090	854020	854020
850980	850980	851821	851821	853110	853110	854040	854040
850990	850990	851822	851822	853120	853120	854060	854060
851010	851010	851829	851829	853180	853180	854071	854071
851020	851020	851830	851830	853190	853190	854079	854079
851030	851030	851840	851840	853210	853210	854081	854081
851090	851090	851850	851850	853221	853221	854089	854089
851110	851110	851890	851890	853222	853222	854091	854091
851120	851120	851920	851920	853223	853223	854099	854099
851130	851130	851930	851930	853224	853224	854110	854110
851140	851140	851950	851950	853225	853225	854121	854121
851150	851150	851981	851981	853229	853229	854129	854129
851180	851180	851989	851989	853230	853230	854130	854130
851190	851190	852110	852110	853290	853290	854140	854140
851210	851210	852190	852190	853310	853310	854150	854150
851220	851220	852210	852210	853321	853321	854160	854160
851230	851230	852290	852290	853329	853329	854190	854190
851240	851240	852321	852321	853331	853331	854231	842211
851290	851290	852329	852329	853339	853339		842219
851310	851310	852341	852341	853340	853340		842220
851390	851390	852349	852349	853390	853390		842230
851410	851410	852351	852351	853400	853400		842240
851420	851420	852352	852352	853510	853510		842290
851430	851430	852359	852359	853521	853521		843110
851440	851440	852380	852380	853529	853529		843120
851490	851490	852550	852550	853530	853530		843131
851511	851511	852560	852560	853540	853540		843139
851519	851519	852580	852580	853590	853590		843141
851521	851521	852610	852610	853610	853610		843142
851529	851529	852691	852691	853620	853620		843143
851531	851531	852692	852692	853630	853630		843149
851539	851539	852712	852712	853641	853641		844311
851580	851580	852713	852713	853649	853649		844312
851590	851590	852719	852719	853650	853650		844313
851610	851610	852721	852721	853661	853661		844314
851621	851621	852729	852729	853669	853669		844315